

青色申告会 報 告

【特集】
☆令和5年度納税表彰報告(表紙)
☆1月からの確定申告について(P2)
☆電子取引データ保存について(P3)

令和5年度納税表彰式



大澤東金税務署長から署長表彰を受ける
東金支部の根本さん。

令和5年度納税表彰式について

納税表彰式が、11月16日(木)東金商工会議所において行われ、平素の税務行政に尽力された功績により、次の方々が大澤東金税務署長より表彰されました。

- | | |
|---------------|------------|
| 東金税務署 署長表彰 | 東金 根本 憲 様 |
| 東金税務署 署長感謝状 | 東金 吉井 信夫 様 |
| 納税貯蓄組合連合会推薦 | 大網 松戸 道代 様 |
| 署長表彰 | 松尾 秋庭 俊枝 様 |
| 東金青色申告会長表彰 | 東金 村杉 容子 様 |
| 東金 大網 中田 典子 様 | 東金 越川 仁志 様 |
- 受賞された方々におかれましては、誠に御座います。納税道義の高揚と青色申告の普及推進、東金青色申告会の発展の為此れまでのご努力に対し、心から感謝申し上げます。また、東金青色申告会の運営に協力いただいている次の方に、板倉会長から表彰状が渡されました。

【令和5年分決算準備のポイント】

令和5年分の所得税の確定申告に向けて、決算準備に取りかかりましょう。

◆記帳の内容確認と漏れや誤りの修正
相手先から受け取った書類や通帳と、自分のつけた帳簿と突き合わせましょう。

◆棚卸の実施と必要経費算入額の計算
商品や製品、消耗品などの棚卸資産を確認し、年末の棚卸高を確定しましょう。

◆決算のための帳簿の整理
収入や経費にもれがないか十分な確認をお願いします。

①売掛金、買掛金、未払金

代金の受け取りや支払いが6年になる場合でも、商品やサービスの引き渡し済み、代金が確定しているものは5年分に計上します。

②前払金、前払費用

年末の時点で、代金の受け取りや支払いが済んでいて記帳されている収入や必要経費のうち、商品やサービスなどの引き渡し済みでないものや、翌年分以後の期間に対応する経費は、本年分の収入や必要経費から除きます。

③修繕費

修繕費は、原則として支出した年の必要経費になります。ただし、修理したことによりその資産の使用可能期間が延びたり、価値が増したりしたときは減価償却します。

④減価償却資産の売却

車や農機具など減価償却資産を売った時は、原則として譲渡所得になり、事業所得には含まれません。しかし、取得価格が10万円未満のものや使用可能期間が1年未満のもの、一括償却資産としたものなどは事業所得に含めます。

⑤自家消費

商品や製品を家事や業務に使った場合は、自家消費に計上します。農業の方が自宅で消費した米や野菜もここに含めます。通常の販売価格とするか、または通常の販売価格の70%以上の金額を収入金額とします。

⑥家事按分

電気・ガス・水道料金、電話代、家賃、固定資産税、減価償却費、自動車関連経費等については、業務にかかわる部分については必要経費に計上することができます。(その場合は、家事分を必要経費から除きます。)

会計ソフトをお使いの方へ

◆上段の【決算準備のポイント】を確認して、早めに入力をすませましょう。

◆経費節減のため、会計ソフト利用者には決算書・申告書の用紙は例年どおり送付しません。必要な方は青色申告会までお知らせください。

◆売掛金、買掛金、未払金、借入金、期末残高が合っているか確認を忘れずに！

◆現金出納帳の残高を確認し、マイナスがないか確かめておきましょう。

◆預金出納帳の残高が事業用の通帳残高と一致しているか必ず確認しましょう。

◆インボイス登録をした方、10月1日以降の取引の入力方法は大丈夫ですか？青色で確認を！

◆決算・申告相談開始は1月22日からです。

手書きで申告の方へ

◆決算書の提出用・控、申告書の用紙は、広報1月号に同封いたします。

◆上段の【決算準備のポイント】を確認して、早めに取り掛かりましょう。

◆新たに業種が増えたり、変更があれば青会へお知らせください。決算書を送付します。

◆売上、経費ともに集計をおきましょう。決算書がスムーズにできます。

◆インボイス登録をした方、10月1日以降の取引については、9月までと集計を分ける必要があります。ご注意ください。

◆消費税本則(一般)課税を選択の方、経費についてもインボイスの有無を確認する必要があります。ご不明な場合は青色申告会で確認しましょう。

◆減価償却がある方は、早めに青色申告会へ減価償却計算書の依頼をしましょう。

◆青色申告会は予約制です。申告相談の際は、必ず予約の電話をお願いします。

★★令和5年分の申告相談の予約は1月9日(火)から受け付けます。★★

東金青色申告会では、令和5年分の申告相談も【完全予約制】で行います。多くの方の相談を受けるために、今年も1回当たりの相談時間を60分とさせていただきますのでご了承くださいようお願いいたします。相談枠は

午前の部は ①9:30~10:30 ②10:40~11:40

午後の部は ③12:40~13:40 ④13:50~14:50 ⑤15:00~16:00の5枠です。

所得税の申告期限は3月15日(金)、消費税の申告期限は4月1日(月)です。

相談日は次のとおりです。

1月	2月	3月
	2月1日(木)	3月1日(金)
	2月2日(金)	3月2日(土)
	2月3日(土)	3月3日(日)
	2月4日(日)	3月4日(月)
	2月5日(月)	3月5日(火)
	2月6日(火)	3月6日(水)
	2月7日(水)	3月7日(木)
	2月8日(木)	3月8日(金)
	2月9日(金)	3月9日(土)
	2月10日(土)	3月10日(日)
	2月11日(日)	3月11日(月)
	2月12日(月)	3月12日(火)
	2月13日(火)	3月13日(水)
	2月14日(水)	3月14日(木)
	2月15日(木)	3月15日(金)
	2月16日(金)	3月16日(土)
	2月17日(土)	3月17日(日)
	2月18日(日)	18日(月)消費税のみ
	2月19日(月)	19日(火)消費税のみ
	2月20日(火)	20日(水)春分の日
	2月21日(水)	21日(木)消費税のみ
1月22日(月)	2月22日(木)	22日(金)消費税のみ
1月23日(火)	2月23日(金)	23日(土)
1月24日(水)	2月24日(土)	24日(日)
1月25日(木)	2月25日(日)	25日(月)消費税のみ
1月26日(金)	2月26日(月)	26日(火)消費税のみ
1月27日(土)	2月27日(火)	27日(水)消費税のみ
1月28日(日)	2月28日(水)	28日(木)消費税のみ
1月29日(月)	2月29日(木)	29日(金)理事会
1月30日(火)		30日(土)
1月31日(水)		31日(日)

＝申告の時必要なもの＝

準備ができたものには✓をいれましょう!!

- マイナンバーカード、またはマイナンバー通知カードと免許証か保険証
- 収入支出がわかる帳簿、または集計したもの
- 健康保険税を支払った領収書、または口座引落の通帳(1月から12月まで)。役所から届く納税額通知書の金額ではありません
- 国民年金を支払っている方は控除証明書
- 生命保険、地震保険等の控除証明書
- 年金受給者の方は年金源泉徴収票
- 令和3年、4年の申告書、決算書の控。消費税のある方は、消費税の控もお持ちください
- 医療費控除がある方は、人ごと、病院ごとに1年間の合計を出しておきましょう
- 扶養家族・専従者がいる方は、生年月日、マイナンバーの確認を
- 寄付金がある方は、控除証明書
- 給与・専従者給与がある方は、源泉徴収票
- 小規模共済や国民年金基金がある方は、控除証明書
- 税務署から送付された「確定申告のお知らせ」のハガキ(届いた方のみ)

税理士による“インボイス登録後の決算・申告の注意点”についての研修会を開催します。

青色申告会では、税理士による研修会を下記により開催いたします。インボイス登録後初めての申告を迎えます。決算や申告時の注意点等についての研修会です。皆様のご参加お待ちしております。

(要事前予約)

日時：12月1日(金) 午後1時30分より2時間程度

場所：東金青色会館

定員：40人

申込先：TEL 0475-52-1284

インボイス登録をした方へ “ここは大事！”

☆これまで免税事業者だったけど、10月から消費税の課税事業者になった場合。

- ・令和3年の課税売上が1,000万円を超えていなければ、「**2割特例**」が使えます。9月までと10月からの集計を分けておいてください。(あとは、今までどおりの集計方法でOK)
- ・所得税の決算書を基に消費税の申告書を作ります。納期限は令和6年4月1日(月)です。

☆令和3年の課税売上が1,000万円を超えていた場合。

- ・令和5年1月1日からの消費税の課税事業者です。一般(本則)課税か簡易課税を選択しているか確認をお願いします。
- ・一般(本則)課税の方でインボイス登録された方は、10月1日以降の売上、経費の集計にインボイス登録番号の有無で集計を分けます。

①消費税の課税対象になるのか ②課税対象であれば10%と軽減税率の8%に分ける ③非課税(不課税)があるか、の3タイプに分けて集計が必要となります。

経費の集計では10,000円以上の領収書にご注意ください。免税事業者等からの仕入れであれば、令和8年9月まではインボイスがなくても80%の仕入税額控除が受けられます。

☆インボイス発行事業者の登録を取り消す場合。

- ・令和6年1月からの登録を取り消したい場合は、令和5年12月17日までに「適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める旨の届出書」を東金税務署に提出します。

もう一つ大事なこと!! 【令和6年1月1日から始まる電子取引データ保存制度について】

「電子帳簿等保存制度」には①電子帳簿・書類保存制度(任意)②スキャナ保存制度(任意)、そして令和6年1月1日からスタートする③電子取引データ保存制度の3タイプがあります。ここでは、該当する人は必ず取り組む必要がある③電子取引データ保存制度についてご紹介します。

【どんな制度?】

電子データで受取った請求書や領収書、電子データで相手に渡した請求書や領収書を電子データのままで保存します。

【いままでと何が違うの?】

- ・データの訂正や削除防止に関する事務処理規定を備えます。(青会に雛形があります。)
- ・2年前の売上高5,000万円以下の事業主は、電子データの検索機能がいないこととなりましたが、電子データの保存は7年間必要なので、きちんと整理しておくことをお勧めします。さらに、パソコン、印刷機の「取扱説明書」も備え付けておきましょう。(必須です。)
- ・データをプリントアウトしたい方は、取引年月日、取引相手先ごとにきちんと整理しておきます。

お祭り後日談…当日はお天気にも恵まれ、盛況の内に終わりホッ。あちこち飛び回って1万歩歩いたぞー。頑張った俺!

頼りないけど、役員みんなで情報を共有しながら、頑張ります。今後も、青色申告会をよろしく。(なんか弱気なつぶやきになってしまったな。)

えてきた。「大丈夫だよ!何とかなるよ!」頼りないけど、役員みんなで情報を共有しながら、頑張ります。今後も、青色申告会をよろしく。(なんか弱気なつぶやきになってしまったな。)

そう、「アレ」です。阪神タイガースの優勝じゃないですよ。1月からの申告のこと!特に今回は、インボイス制度が始まってから初めての申告ということで、申告される方も大変、相談を受ける方も例年以上に緊張しています。何とか無事に乗り切りたいものだと思っていたら、神の声が聞こえてきた。「大丈夫だよ!何とかなるよ!」

大変お見苦しいところをお見せしました。私なりにあがいています。どうにかできないものかと。どうにもできないので、流れに身をまかせることにしました。皆さんはなんのことももうおわかりですよね。そう、「アレ」です。阪神タイガースの優勝じゃないですよ。1月からの申告のこと!特に今回は、インボイス制度が始まってから初めての申告ということで、申告される方も大変、相談を受ける方も例年以上に緊張しています。何とか無事に乗り切りたいものだと思っていたら、神の声が聞こえてきた。「大丈夫だよ!何とかなるよ!」

!!忘れずにやってくるー!!何とか逃れたいー!!

「孝夫のつぶやき」



東金青色申告会 12月・1月・2月・3月の行事予定表

12月/日/曜日	行事内容	1月/日/曜日	行事内容
1 金	理事会11:00~/税理士によるインボイス研修会13:30~	1 月	元旦/年始休館
2 土	会館休館日	2 火	
3 日	会館休館日	3 水	
4 月	会計ソフト利用者のための個別相談会	4 木	仕事始め
5 火		5 金	
6 水		6 土	会館休館日
7 木		7 日	会館休館日
8 金		8 月	成人の日/会館休館日
9 土	会館休館日	9 火	年末調整相談会(東金/成東/蓮沼)
10 日	会館休館日	10 水	年末調整相談会(山武)
11 月	会計ソフト利用者のための個別相談会	11 木	年末調整相談会(松尾)/会館:受託指導(説明会・会計ソフト方式)
12 火		12 金	年末調整相談会(九十九里)
13 水		13 土	年末調整相談会(白里・横芝)/会館休館日
14 木		14 日	会館休館日
15 金		15 月	年末調整相談会(大網)
16 土	会館休館日	16 火	年末調整相談会(光)
17 日	会館休館日	17 水	新春合同役員会議
18 月		18 木	
19 火		19 金	
20 水		20 土	会館休館日
21 木		21 日	会館休館日
22 金		22 月	確定申告相談会(会館予約制)
23 土	会館休館日	23 火	確定申告相談会(会館予約制)
24 日	会館休館日	24 水	確定申告相談会(会館予約制)
25 月		25 木	確定申告相談会(会館予約制)
26 火		26 金	確定申告相談会(会館予約制)
27 水		27 土	会館休館日
28 木	会館大掃除/仕事納め	28 日	会館休館日
29 金	年末休館	29 月	確定申告相談会(会館予約制)
30 土		30 火	確定申告相談会(会館予約制) 県連理事会
31 日		31 水	確定申告相談会(会館予約制)

2月/日/曜日	行事内容	3月/日/曜日	行事内容
1 木	確定申告相談会(会館予約制)	1 金	確定申告相談会(会館予約制) ・青コーナー
2 金	早期受付確定申告相談会(九十九里)/確定申告相談会(会館予約制)	2 土	確定申告相談会(会館予約制)
3 土	会館休館日	3 日	会館休館日
4 日	会館休館日	4 月	確定申告相談会(会館予約制) ・青コーナー
5 月	早期受付確定申告相談会(大網)/確定申告相談会(会館予約制)	5 火	確定申告相談会(会館予約制) ・青コーナー
6 火	早期受付確定申告相談会(山武・光)/確定申告相談会(会館予約制)	6 水	確定申告相談会(会館予約制) ・青コーナー
7 水	早期受付確定申告相談会(成東)/確定申告相談会(会館予約制)	7 木	確定申告相談会(会館予約制) ・青コーナー
8 木	確定申告相談会(会館予約制)	8 金	確定申告相談会(会館予約制) ・青コーナー
9 金	早期受付確定申告相談会(東金/松尾/蓮沼)/確定申告相談会(会館予約制)	9 土	確定申告相談会(会館予約制)
10 土	早期受付確定申告相談会(白里・横芝)/会館休館日	10 日	会館休館日
11 日	建国記念日	11 月	確定申告相談会(会館予約制) ・青コーナー
12 月	振替休日/会館休館日	12 火	確定申告相談会(会館予約制) ・青コーナー
13 火	確定申告相談会(会館予約制)	13 水	確定申告相談会(会館予約制) ・青コーナー
14 水	確定申告相談会(会館予約制)	14 木	確定申告相談会(会館予約制) ・青コーナー
15 木	確定申告相談会(会館予約制)	15 金	確定申告相談会(会館予約制) ・青コーナー
16 金	確定申告相談会(会館予約制) ・青コーナー	16 土	会館休館日
17 土	確定申告相談会(会館予約制)	17 日	会館休館日
18 日	会館休館日	18 月	消費税申告相談(会館予約制)
19 月	確定申告相談会(会館予約制) ・青コーナー	19 火	消費税申告相談(会館予約制)
20 火	確定申告相談会(会館予約制) ・青コーナー	20 水	春分の日/会館休館日
21 水	確定申告相談会(会館予約制) ・青コーナー	21 木	消費税申告相談(会館予約制)
22 木	確定申告相談会(会館予約制) ・青コーナー	22 金	消費税申告相談(会館予約制)
23 金	天皇誕生日/会館休館日	23 土	会館休館日
24 土	確定申告相談会(会館予約制)	24 日	会館休館日
25 日	会館休館日	25 月	消費税申告相談(会館予約制)
26 月	確定申告相談会(会館予約制) ・青コーナー	26 火	消費税申告相談(会館予約制)
27 火	確定申告相談会(会館予約制) ・青コーナー	27 水	消費税申告相談(会館予約制)
28 水	確定申告相談会(会館予約制) ・青コーナー	28 木	消費税申告相談(会館予約制)
29 木	確定申告相談会(会館予約制) ・青コーナー	29 金	理事会
		30 土	会館休館日
		31 日	会館休館日